

ポイント引当金計上の簿記処理と 小売卸売業における引当金計上の実態

櫻 田 議

1. はじめに
2. ポイント引当金計上の論理的背景と簿記処理
 - 2-1. 債務性のない負債性引当金の計上実態
 - 2-2. ポイント引当金の簿記処理
 - (1) ポイント引当金制度導入時の簿記処理
 - (2) 每期計上されるポイント引当金の簿記処理
 - (3) ポイント引当金が消滅する際の簿記処理
 - 2-3. 売上値引・景品費引当金との対比
3. 会計政策と債務性のない負債性引当金
 - 3-1. 法人課税理論における引当金概念
 - 3-2. 自己資本不足対策としての引当金制度の拡充
 - 3-3. 本研究において扱うデータとその扱いに関する若干の解説
4. 小売卸売業の2比率相関
5. 今後の研究課題

1. はじめに

わが国商法においては、平成14年・15年に商法と商法施行規則が改正されており、これによって商法における引当金規定である旧商法第287条ノ2(以下、単に「商287ノ2」と略称する。)は商法施行規則第43条(以下、単に「施行規則43」と略称する。)に移された。この商法改正が引当金の会計処理に与えた実質的な変更点は無く、引当金規定の条文が納められる場所のみが変更

される形式的な改正にとどまった。この改正は平成15年の3月期決算会社から強制適用されているが、自己株式の取り扱いや貸借対照表の資本の部における表記上の改正に顕著な変化が現れたことに対比すると、引当金規定の改正は皆無であった¹⁾。しかしながらこれとほぼ時を同じくして、新たな債務性のない負債性引当金として、「ポイント割引(値引)引当金」(以下、単に「ポイント引当金」と略称する。)が普及し始めた。

そこで本稿前段では施行規則43に規定される引当金についてその計上実態を概観し、近時注目されているポイント引当金の簿記処理をとりあげる。その中でポイントを会計数値に反映させる簿記処理がポイントカードの電子化という技術的進展に支えられており、簿記処理の在り方にも影響を与えてきたことを指摘する。また本稿後段では、小売卸売業における42年間の引当金計上の趨勢を概観し、引当金計上と自己資本との関係を探る。

2. ポイント引当金計上の論理的背景と簿記処理

法人税法において定める引当金計上は別として、わが国商法や証取法に定める引当金の認識要件には損益法、いわゆる収益費用中心観が援用されている。一般的に収益費用中心観を援用した上で引当金の簿記処理の在り方を観ると、同勘定は「次期以降の財貨・役務の消費額を当期に見越計上し、現在の収益に対応させる際の『将来発生費用』の相手勘定」となる。また同時にこの貸記される引当金勘定については、「財貨・役務の消費は発生していないため、負債として擬制された」と説明される(徳賀[2003, p.2.])。

わが国においては引当金に計上されるものの中に、債務でないものが含まれることについて、その妥当性を巡って議論が絶えないが、この発端は引

1) 貸借対照表に計上された引当金について付される注記の文言が変わった例として「鹿島」の一例を示すと次の通りとなる。平成16年3月31日付けて作成された第107期貸借対照表における注記(重要な会計方針)では、「役員退職慰労引当金、開発事業関連損失引当金及び子会社等事業損失引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金である。」と記されている。しかし平成15年3月31日作成の第106期貸借対照表では「役員退職慰労引当金、開発事業関連損失引当金及び子会社等事業損失引当金は、商法第287条ノ2に規定する引当金である。」となる(いずれも下線部—櫻田)。

当金の認識要件を収益費用中心観に求めることにある。またわが国では、厳密には引当金が負債と異なる概念構成を有しているという前提で議論されてきた。したがって仮に「国際会計基準のように、引当金が負債の概念に完全に含まれるとすると、負債が定義されれば引当金という概念が必要でなくなる」ともいえる(川村[2003, p.51])²⁾。また川村助教授によれば、国際会計基準とアメリカ財務会計基準審議会(FASB)の負債定義³⁾について、「表現に若干の差はあれ、非常に類似したもの」と評している(川村[2003, p.41])。法人課税理論における引当金概念には概ね影響がない国際会計基準やFASBの負債概念であるが、わが国においては証取法会計に少なくない影響を与えている。

2-1. 債務性のない負債性引当金の計上実態

企業会計原則注解注18(以下、本稿においては単に「企原注解18」と略称する。)において11種類の諸引当金が例示されている⁴⁾。その11種類の引当金のうち損害補償損失引当金や債務保証損失引当金については、これらを商法上、債務性のない負債性引当金として扱っている。しかし「損害補償損失引

2) ここで言う国際会計基準の負債概念とは、IASC[1989, paras.60-64.]に該当する概念である。特に国際会計基準における引当金概念についてはIASC[1989, para.64.]において言及されているが、そこではわが国のように引当金を負債概念から切り離し、なおかつ債務性を云々するような狭義の概念構成している場合、それらは負債として認識されない場合があると指摘している。

3) ここで言うアメリカ財務会計基準審議会(FASB)の負債定義とは、FASB[1985, para. 35]を指している。この中で「発生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」が負債であると解するアメリカ流をわが国においても援用すれば、わが国で計上される引当金も負債に準ずる、または負債そのものの地位を獲得する可能性もある。但し引当金計上の妥当性を巡って展開されるわが国の議論では、単に「発生可能性の高い」か否かに論点があるわけではなく、収益費用中心観による期間対応の観点が効いてくるので、引当金計上の妥当性を巡る議論は一層複雑な様相を呈してくる。

4) 条件付債務(債務引当金)には、製品保証引当金・売上割戻引当金・賞与引当金・工事補償引当金・退職給付引当金があり、商法上の引当金として、返品調整引当金・修繕引当金・特別修繕引当金・債務保証損失引当金・損害補償損失引当金が該当する(小泉[2002, p187.])。

当金、債務保証損失引当金などを43条の引当金とする見解があるが、損害賠償義務や保証債務は法律上の債務であり、当然に負債であるとする見解も有力」(弥永[2003, p.131])である。この様にして観てくると、依然として施行規則43に定める引当金について、その概念構成に争いの余地が認められる。そこで実際に計上されている債務性のない負債性引当金についてその計上実態を(表1)で概観してみることにする。なお、引当金の貸借対照表計上の在り方を巡っては、引当金の部を設けるか否か、過去に議論があった。現在は施行規則86で規定されているとおり、引当金の部を設けることを妨げていない⁵⁾。

施行規則43に定める引当金のうち、実際多くの法人において役員退職慰労引当金の計上を認めるのは比較的容易であるが、それ以外の債務性のない負債性引当金の計上について(表1)で重点的に列挙した通りである。業種に特有の引当金計上がみられる例としては、次のものがあげられる。キリンビバレッジ(食料品)の自動販売機修繕引当金、旭硝子(ガラス・土石製品)の特別修繕引当金、大阪ガス(電気・ガス)のガスホルダー修繕引当金、北陸瓦斯株式会社(電気・ガス)のホルダー解放検査修繕引当金、東京電力(電気・ガス)

5) 引当金の部を設けるか否かについて、「引当金の部を存置しないことを可とする企業会計審議会意見の理由について」が昭和57年2月3日に企業会計審議会・番場嘉一郎会長の名で公表されている。そこでは引当金が流動負債・固定負債の区分で計上されるべきであり、独立した「引当金の部」を設ける必要がないことについて、大まかに次の5つの理由を挙げている。それによると、①商法会計は損益法を前提としていることから、債務性の有無を根拠に引当金の独立区分を必要としないし、また独立区分の実質的な意味・効果が不明である。②商287ノ2改正によって利益留保性引当金が排除されたため独立区分は不要である。③商法は引当金の計上を強制しておらず独立区分を設ける必要はない。

逆に引当金の部を設けるべきとする理由として、負債性引当金は流動又は固定負債に分類することが困難であることを指摘できる。しかしこれに対しては、④金銭債務についても分類上の困難があり、引当金に限定された問題ではない。また区分が困難であるならば、財務健全性の見地から流動負債に計上すべきであると考えられる。この他、⑤引当金として独立区分を設けた場合、財務諸表利用者に流動・固定の判断を委ねてしまうことの無責任さが指摘され、これらの引当金や措置法ならびに業法による準備金が負債の部に記載される現在の会計慣行の根拠となっている。

の使用済核燃料再処理引当金、日本ロングライフ(サービス)のホーム介護アフターコスト引当金⁶⁾などである。本節ではこれらのうち、修繕引当金をとりあげ、引当金計上の問題点を指摘する。

6) 日本ロングライフで計上された引当金は、「有料老人ホーム契約において、終身分として家賃等の収入を一時金として収受する契約が当期に初めて発生したため、当期より当該引当金を計上」している(平成15年10月31日を貸借対照表日とする第18期の同法人の貸借対照表「重要な会計方針」による[http://www.j-longlife.co.jp/ir-kcr/Z_hikaku.html]。)。老人介護のサービス提供をするこれらの法人について、この種の債務性のない負債性引当金の計上が今後増加することが予想されるが、これについても発生する費用の期間対応が不明確であることは特別修繕引当金と変わらない。さりとて無限に終身分の家賃等が発生するわけでもないので、期待値評価を用いて引当額の算定を行うことで引当金計上を合理化する方途も認められる。同じことが特別修繕引当金についてもいえるが、期待値評価による引当額測定が困難なのであれば任意積立金の一項目とするべきであろう。また期待値評価を用いる場合、資産負債中心観を援用するか収益費用中心観を援用するかによって引当金の期待値評価額に差が生じる。この点については徳賀教授[2003 pp.13-17.]が退職給付引当金を例に厳密な議論をされているので参照されたい。なお不確実性の捕捉について期待値評価に言及しているものとして、IASC[1998, para39.]がある。

(表1) 商287条ノ2(施行規則43)が規定する引当金の計上実態⁷⁾

業種	法人名	貸借対照表日	引当金名称	引当金/総資本	
建設	鹿島	平成14年3月31日	開発事業関連損失引当金	1.251%	
			子会社等事業損失引当金	1.551%	
	住友電設	平成16年3月31日	受注工事損失引当金	0.124%	
食料品	技研興業	平成15年3月31日	型枠貸与原価引当金	0.387%	
	キリンビバレッジ	平成14年12月31日	自動販売機修繕引当金	3.840%	
繊維製品	東レ	平成15年3月31日	キリンビール	土地買戻損失引当金	0.440%
			クレーム損失引当金	0.234%	
化学	東ソー	平成15年3月31日	定期修繕引当金	0.029%	
			特別修繕引当金	0.011%	
			(固定)定期修繕引当金	0.235%	
			(固定)特別修繕引当金	0.007%	
医薬品	ゼリア新薬工業	平成15年3月31日	債務保証損失引当金	0.098%	
ガラス・土石製品	旭硝子	平成15年12月31日	売上割戻引当金	1.007%	
			定期修繕引当金	0.235%	
			構造改善引当金	1.099%	
			特別修繕引当金	1.975%	
鉄鋼	住友金属	平成15年3月31日	債務保証損失引当金	0.815%	
			休炉工事引当金	0.252%	
			金属鉱業等鉱害防止引当金	0.012%	
			子会社等整理損失引当金	0.815%	
非鉄金属	三井金属	平成14年3月31日	子会社支援損失引当金	0.353%	
			債務保証損失引当金	0.010%	
金属製品	日本建鐵	平成15年3月31日	金属鉱業等鉱害防止引当金	0.051%	
機械	石井工作研究所	平成14年3月31日	事業構造改善引当金	5.244%	
電気機器	古河電池	平成15年3月31日	製品保証引当金	0.071%	
	住友電装	平成16年3月31日	子会社整理損失引当金	0.122%	
輸送用機器	東海理化電機製作所	平成15年3月31日	事業構造改革引当金	1.400%	
			トヨタ自動車株式会社	愛・地球博出展引当金	0.002%
			川崎重工業(連結)	愛・地球博出展引当金	0.029%
卸売業	三谷商事	平成16年3月31日	事業構造改善費用引当金	0.265%	
			事業整理損失引当金	2.809%	
小売業	イズミ	平成15年8月31日	ポイント割引引当金	0.276%	
	ナイスクラブ	平成15年1月31日	閉鎖店舗損失引当金	0.172%	
	セブン-イレブン・ジャパン	平成16年2月29日	販売促進引当金	0.023%	
	ベスト電器	平成16年2月29日	ポイント値引引当金	0.599%	
	セイジョー	平成15年9月30日	補助券引当金	0.224%	
	三越(中間)	平成16年2月29日	子会社投資損失引当金	0.020%	
銀行	スルガ銀行	平成11年3月31日	債権売却損失引当金	0.010%	
	東京三菱銀行(中間)	平成11年9月30日	債権売却損失引当金	0.118%	
その他金融	アミック債権回収サービス	平成15年3月31日	特定債務者支援引当金	0.170%	
証券・商品先物	明光ナショナル証券	ローン保証引当金	0.034%		
		偶発損失引当金	0.017%		
不動産	大京	平成15年3月31日	証券取引責任準備金	0.448%	
			子会社等支援損失引当金	3.206%	
			保証損失引当金	3.858%	
陸運	アーネストワン	平成15年3月31日	訴訟損失引当金	0.192%	
	名古屋鉄道	平成16年3月31日	整理損失引当金	2.311%	
倉庫	住友倉庫	平成15年3月31日	債務保証損失引当金	0.688%	
			投資損失引当金	0.891%	
情報・通信	インテック・ウェブ・アソシエーツ	平成15年12月31日	海外事業損失引当金	5.659%	
	ファイ	平成15年3月31日	事業清算損失引当金	0.104%	
電気・ガス	東京電力	平成15年3月31日	債務保証損失引当金	0.532%	
			使用済核燃料再処理引当金	8.065%	
			原子力発電施設解体引当金	2.533%	
	中国電力	平成15年3月31日	日本国際博覧会出展引当金	0.001%	
			使用済核燃料再処理引当金	3.437%	
			原子力発電施設解体引当金	1.605%	
大阪ガス	平成15年3月31日	日本国際博覧会出展引当金	0.002%		
北陸瓦斯株式会社	平成15年3月31日	ガスホルダー修繕引当金	0.164%		
サービス	日本ロンプライフ	平成15年10月31日	ホルダー解放検査引当金	1.982%	
	ワオコーポレーション	平成15年3月31日	ホーム介護アフターコスト引当金	0.769%	
			校閉鎖損失引当金	0.620%	

7) (表1)は各法人の投資家向けIR情報を掲載したWEBサイトの財務諸表数値を参考にして作成された。

キリンビバレッジはドリンク製品が主にベンダー機器によって供給されることの特異性から自動販売機修理に少なくない引当金計上がなされており、その計上額が総資本の4%弱に達する。また旭硝子では総資本の概ね2%程度にもなる修繕引当金が計上されており、ガラス・土石製品製造にかかる設備維持の在り方を表しているといえる。大阪ガスや北陸瓦斯株式会社に計上されるガスホルダー修繕や検査にかかる引当金も、これらの業種に特有の修繕引当金であるが、特に北陸瓦斯株式会社においては総資本の2%弱もの引当金計上がなされている。

これらの特別修繕に関する資金留保は、現在、租税特別措置法(以下、単に「措置法」と略称する。)上の特別修繕準備金として規定されている。法人税法本法から特別修繕引当金を外し措置法において改めて特別修繕準備金の規定を置いた目的は、産業政策的な配慮によりこれらの見越額を当面は損金としたものの、その処理は原則ではなく例外であることを示すことにある。平成10年の法人税法改正まで当該資金の留保は損金経理による引当金計上が認められていた。旭硝子・大阪ガス・北陸瓦斯株式会社が計上した特別修繕引当金は措置法の定めによって計上されているが、法人課税理論では原則的にこれらを資本の一部と認識している。

特別修繕に備える資金の留保を表す勘定科目の名称が、たまたま引当金であったにせよ準備金であったにせよ、当期の収益との対応関係は明らかではない可能性が僅かでもあるならば任意積立金の内訳項目として簿記処理すべきが穏当である。なぜならこれらの特別修繕が措置法等の定めによって一部の業種にしか適用されないこと、さらに業法によって計上される準備金は強制的な繰入・取崩が厳格に規定されていることの特異性が挙げられるからである。そもそも特別修繕の資金留保にかかる簿記処理に、引当金計上と準備金計上の双方の簿記処理を認めることで、財務諸表の利用者に混乱を生じさせることにも配慮する必要がある⁸⁾。

8) 春日教授は次のような問題提起をしている。つまり「従来、税法上の引当金であった特別修繕引当金が準備金とされたことにより、準備金と引当金の区分が一層不明確となった」と指摘し、この問題と随伴して「原子力発電施設解体準備金(措法57条の4)、

さて(表1)を観てみると、近時の債務性のない負債性引当金の計上における比較的新しい動きとしては、ポイント引当金の登場があげられる。イズミ／ベスト電器／セイジョー(ともに小売業)において計上されるポイント引当金は、そもそも小売店がポイントカード(メンバーズカード)を発行することで計上される引当金である。顧客の購買累計を記録し、この額に一定の割合を乗じてポイントが換算され、そのポイントが顧客の商品購入額を減額させる。小売業界におけるリピーター確保を目的としたこのシステムは広く普及しているが、他方でポイント蓄積による売上の減額を、可能な限り正確に期間対応させ、これを会計数値にいかにして反映させてゆくべきかとの問題が従来より存在したようである。

2-2. ポイント引当金の簿記処理

ベスト電器はポイント引当金について、「顧客に付与されるポイントの使用による売上値引に備えるため、当期末において使用されると見込まれる額を計上」したとしている⁹⁾。このようにポイント引当金の簿記処理では、将来発生するであろう売上の減額を、その原因が発生する当期において予め差し引くことで、適正な期間損益計算を達成するという建前のもとに、社内留保が行われる。しかしポイント制の導入によって小売店の激しい競争が展開される一方、この制度は一旦導入すると停止は困難と考えられ、その導入・維持は存外に容易でない一面がある¹⁰⁾。

監査法人の指導もあって、この2-3年でポイント引当金を計上する公開

電子計算機買戻損失準備金(措法56の4)、金属鋳業等鋳害防止準備金(措法55の5)などの準備金についても、改めてその性格が問い直されなければならない」としている(春日[2004, p.58.])。

- 9) 同法人の『平成16年2月29日付貸借対照表「重要な会計方針及びその他の注記」1. 重要な会計方針 (4)引当金の計上理由および額の算定方法』参照。
- 10) ポイント制によって好業績を達成したマツモトキヨシに対してポイント制を廃止したファーストリテイリング(ユニクロ)の他、老舗百貨店の高島屋ではポイントが商品券に交換されるサービスを展開していることが注目される。また日本航空システムのマイル3倍キャンペーンなどは航空業界の激しい顧客獲得競争を物語っている。

会社は増えている。従来は紙のカードにスタンプを押印していくというポイントカードも多くあり、電子的に顧客のポイント残高を把握することが困難であるという技術的な制約もあった。このためポイント行使時に初めて顧客のポイント残高が把握され売上の減額が行われる結果、そうした取引実態を反映した簿記処理が主流となっていたと考えられる。この方法によると顧客のポイント未行使残高を予め捕捉することが不可能であるために、ポイントによる売上減額の適切な期間対応を不可能としてしまう。さらにポイント引当金の未計上は、隠れた負債の存在を看過してしまう。このように観てくると、ポイント引当金のオンバランス化は、顧客のポイント残高の電子的把握という、技術的進歩に強く支えられていたと言っても過言ではない。

(1) ポイント引当金制度導入時の簿記処理

過年度までに蓄積されたポイント未行使部分のうち、翌期以降行使されるであろう合理的な金額を引当処理によって初めてオンバランス化する時、簿記処理は<仕訳①>の通りとなる。借記の繰入額は前期損益修正であるため特別損失項目となる。なお引当金額測定については、期末時点の未行使ポイント残高に顧客の失念によるポイント失効の可能性がある金額を経験値から控除して求められている。またポイント引当金をオンバランス化するとしても、或る程度の未行使ポイントの残高が必要となる。これは法人が把握している顧客のポイント総量が僅少である場合には、監査上の指導で金額の重要性の見地から引当金計上に値しないとの判断が下されるからである。

<仕訳①> 過年度に累積された未行使ポイントの認識

(借) ポイント引当金繰入 □□□ (貸) ポイント引当金 □□□

[特別損失の発生]

[流動／固定負債の増加]

この簿記処理において、ポイント引当金が流動負債に計上されるのか或いは固定負債に計上されるのかによる違いが貸借対照表上に現れるが、ポイントの有効期限が1年以内であるのか1年を超えるのかによって表示が異なる。このようにポイント引当金について流動又は固定の区分表示を可能としたの

も、そもそもは顧客のポイント総額の捕捉が電子的に可能となるという前提が必要であり、従来の技術的限界の超克によって区分表示が可能となったと言える。

(2) 每期計上されるポイント引当金の簿記処理

当期末において新たにオンバランスされるポイントは、未行使ポイント残高に過去のポイント使用実績率等を考慮して算定される。またこの簿記処理には洗替法と差額補充法のいずれを採用するかで繰り入れられる金額が異なってくるが、それは貸倒引当金の計上と同様の理屈である。ポイント引当金制度導入後、每期新たにポイント未行使分を計上する際、〈仕訳②〉の簿記処理を行うことも考えられるが、この仕訳は総額表示に反する簿記処理となる点でやや問題を残す。

〈仕訳②〉 ポイント引当金繰入時

(借) 売	上	□□□	(貸) ポイント引当金	□□□
[収益の控除]			[流動／固定負債の増加]	

総額主義に反しながらも上述した仕訳が容認される根拠は、「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針(以下、本稿においては単に「解釈指針」と略称する)」に関連があるのではないか¹¹⁾。つまり解釈指針では収益の控除たる負債性引当金の計上を首肯する議論が展開されており、そこから類推するに〈仕訳②〉に合理性を認めることになる。しかし

11) 昭和57年4月20日付けで企業会計審議会より公表されている当該解釈指針では、企原注解18に定める負債性引当金について、その解釈を巡り修正が施されている。それによると「修正前の注解では、負債性引当金の計上範囲を『特定の費用(又は収益の控除[傍点一櫻田])たる支出』としているが、『特定の費用』には『特定の損失』(例・債務保証損失引当金及び損害補償損失引当金の繰入対象となる損失)も含まれるので、その文意を明確にするため、これを『特定の費用又は損失』に修正した。この文言訂正の際、「特定の費用」と同列に扱われていた「収益の控除」という文言が抜け落ちているが、修正後の「特定の費用又は損失」という概念に『収益の控除』に係る引当金も含まれることは、従前と同様」としている。つまり解釈指針によると、「収益の控除」とポイント引当金をみなした場合も負債性引当金という概念の中にあることになる。

ながらこの様な考え方とは異なり、ポイントカードの発行自体が販売促進に資すると解すれば、これらを販売費と認識する方途もあり、その際の簿記処理は<仕訳③>の通りとなる。

<仕訳③> ポイント引当金繰入時

(借) ポイント引当金繰入 □□□ (貸) ポイント引当金 □□□

[販売費の発生]

[流動／固定負債の増加]

(3) ポイント引当金が消滅する際の簿記処理

期末において予想されるポイント引当金を超過するポイント引当金が前期から計上されている場合、この差額は戻し入れ処理される。原理としては先にも触れたとおり、貸倒引当金の差額補充法や洗替法の簿記処理と同様である。この戻し入れられる金額の会計的性質については、貸倒引当金戻入同様、特別利益と考えられる。

<仕訳④> ポイント引当金戻入時

(借) ポイント引当金 □□ (貸) ポイント引当金戻入 □□

[流動／固定負債の減少]

[特別利益の発生]

ポイント引当金の戻入れが顧客の失念によって偶発的に発生するものの、こうした失念がやはり一定の割合を以て恒常的に発生することを鑑みると、これを特別利益とせず売上高に加算する<仕訳⑤>も考えられる。さらに前出の<仕訳②>の反対仕訳として<仕訳⑤>が合理的であるとも解されるが、実際に売上が実現したわけではなく、解釈上、売上の前期損益修正と考えるのが精一杯である。

<仕訳⑤> ポイント引当金戻入時

(借) ポイント引当金 □□ (貸) 売 上 □□

[流動／固定負債の減少]

[収益の発生]

2-3. 売上値引・景品費引当金との対比

近時、小売業において広く導入され始めたポイント引当金であるが、当該

引当金は売上値引と同時に論じられることが少なくないようである。元来、売上値引はクレーム等によって生ずる売上代金の減額を意味するのであるが、会計上はこれについて引当經理を行うことも可能である。この時、売上値引引当金の簿記処理が、ポイント引当金のそれに影響を与えている、或いは混同させてしまっている可能性を否定できない。

両引当金は共に売上代金の減額を前提とする点で類似性を認める。売上値引引当金設定の根拠として、「当期の売上高にかかる売上値引については、その相当額が次期以後において確定する(傍点-櫻田)ので、本来の正しい会計処理としては売上値引引当金を設定すべき」(寫村・山上[2003 p.420])との指摘にあるとおり、期間対応による引当金計上の根拠がポイント引当金にも通じるのである。

しかしポイントによる商品代金の減額を、「売上当初から定価の一定割合を控除して販売する場合」と解すれば、「物品に瑕疵のある場合ではないから、初めから一定割合控除後の金額で売り上げられたものとして仕訳すべき」(寫村・山上[1992 p.364])とも考えられ、ポイント引当金計上の根拠を失う。実際にポイントカードが電子化される以前においては引当金額の逐次測定が技術的に困難であるという理由も手伝って、顧客がポイントを行使した時点で売上と相殺する実務が普及していた。このような理由から、ポイント引当金の簿記処理が売上の減額と関わりを以て説明され始め、前節で触れたく仕訳②>やく仕訳⑤>に合理性を与えるのである。また両引当金の商法会計上の解釈については、売上値引引当金は量目不足や品質不良、破損によってクレームが付くなどの前提から、これを「商法上はほとんどの場合が条件付き債務に該当する」と解するため¹²⁾、「商法施行規則第43条の規定による引当金には該当しない」(寫村・山上[2003 p.420])としている。反対にポイント引当金は施行規則43に該当する。

次にポイント引当金と景品費引当金を比べると、販売促進である点、確定

12) なお条件付債務の国際会計基準における扱いについては、これをいわゆる法的義務とし、引当金概念の範疇にあるものと解する(IASC[1998, para.10])。

債務とは言えない点で両引当金は同質である。そもそも景品費引当金は「販売促進の目的をもって、特定の期間における一定の販売価額または販売量に応じ、景品を贈与する販売政策をとる場合」に発生する。この時、景品付きの販売を行う期間自体、一般的には複数年に及ぶとは考えられず、比較的短期であろう。したがって「景品付販売期間の締切日が決算期日と一致する場合は、他に特別な条件がない限り、確定債務として未払金に計上する」こととなる。逆に「景品付販売の期間が終了する前に決算期が到来するときは、あらかじめ景品の贈呈に要する費用を見積もり、その期の景品付売上高に対応する額を算定して引当金を計上する必要がある」のである(篤村・山上[2003 p.293])。

このように観てくると私見であるが、景品費引当金は決算期をまたぐせいぜい2会計期間において景品費を見積計上するのみであるが、他方、ポイントの付与・蓄積は景品の付与に比し長きに及ぶという点に違いがあるに過ぎない。篤村教授らは景品費引当金が施行規則43の引当金に該当するか否かについて明らかにしていないが、既にポイント引当金が施行規則43の引当金として要件を満たしていることを鑑みると、景品費引当金も施行規則43の引当金と類推すると言えるであろう。

最後に値引の簿記的な原義からすれば、ポイントの蓄積によって発生する売上高の減少を値引と称することには問題がある。売上値引の認定要件として、量目不足や品質不良、破損によるクレームの存在を前提としていることからすると、同じ値引という用語を用いてポイント値引引当金とするなどは、用語の混乱であると指摘せざるを得ない¹³⁾。さらに返品・クレームによる売上値引の発生を最小限にすることが経営管理の一面であるとすれば、ポイント発生によって顧客を確保することは販売促進であることから、これらの2つの引当金について、値引という同一の用語を使うことを問題なしとはしな

13) 同様の見解を次のように確認することができる。「小売業の行う『安売り』『特売』などは当初より販売促進の目的で特定の商品について低価格設定を行った上で顧客に販売するところから、会計上の本来の値引きではない。したがって取引の仕訳も売上高の修正としてではなく、低価額での売却額そのものが売上計上額となる。」(佐藤[2001 p.163])

い。

3. 会計政策と債務性のない負債性引当金

昭和56年の商287ノ2改正後、利益留保性引当金を資本として認識させようとするマクロ会計政策サイド(会計規制機関)がミクロ会計政策サイド(企業経営者)を誘導し、特定引当金計上を封じた結果、引当金概念の拡張による利益操作をある程度阻止することに成功した。しかし他方において新種の引当金を計上させる新たな経済事象の発生によって、それでもなお引当金概念の整理と利益操作の排除は検討の余地を残している¹⁴⁾。そこで本稿では引当金概念を概観する手始めとして、引当金会計におけるマクロ会計政策サイドの動きを法令の制定・改廃を通じて観察し、他方、ミクロ会計政策サイドの動きを、実際に計上される引当金額の推移から読み取ることとする。

3-1. 法人課税理論における引当金概念

従来、法人課税理論において認められる引当金は、①貸倒引当金(法人税法第52条[以下、単に「法52」と略称する。])／②返品調整引当金(法53)／③賞与引当金(法54)／④退職給与引当金(法55)／⑤特別修繕引当金(法56)／⑥

14) 収益費用中心観または資産負債中心観のいずれに依拠するかによって、認識される引当金の範囲が異なってくるが、この認識範囲の可変性が、引当金計上における利益操作に繋がったとする徳賀教授[2003]の指摘は興味深い。「引当金の計上を正当化する中核的な基礎概念・理論として、費用性(収益費用中心観)および負債性(資産負債中心観)があるが、(中略—櫻田)収益費用中心観に立脚した場合、引当金の計上は、将来的に発生することが予想される費用が当期の収益に貢献しているか否かに依存するが、どこまでを将来発生費用とするかを厳密に定義することが困難なため、引当金の拡張認識、およびこれを利用した利益操作につながりやすい。このため、国際的には、資産負債中心観に立脚し、負債性の観点から引当金を厳密に定義すべきとの議論が支配的になっている」(徳賀[2003, 【要旨】])。また「資産負債中心観に基づけば負債性を有すると言えないものの計上も、収益費用の対応概念によって負債と擬制され、正当化されうる」とこれまでの引当金計上における問題点を指摘している。そしてこの収益費用の対応概念は「保守主義の概念と結びついて、『対応』の拡大解釈が行われた」結果、利益操作を招来したと指摘する(徳賀[2003, p.2.])。この拡大解釈については松本助教授も同様の指摘をしている(松本[1997, p.32])。

製品保証等引当金(法56ノ2)の6つであった。しかし平成10・14年の法人税法改革で、法人税法本法が規定する引当金について縮減される運びとなり、③④⑥についてはこれらを廃止し、⑤は本法から外され措置法へ移され特別修繕準備金となった。既に本稿(表1)にて各法人が計上する特別修繕引当金を示したが、税法上はこれらを資本の内訳科目とする点で商法や証取法との間で会計処理上の違いがある。これによって財務諸表利用者の判断に混乱を生じさせかねないと指摘した。

わが国商法会計では従来、引当金を負債の枠の中に置き、その債務性の有無によって分類上の議論を展開してきた。しかし法人税法における引当金概念は単に負債と資本の区別という視角で引当金の分類が整理され続けてきていると観ぜられる。法人税法では、費用又は損失について、将来のいかなる時点に、いかなる程度の確実性をもって発現するのか明らかでない資金の留保に対して、債務確定基準を援用することで負債から排除する傾向を強めてきた。平成10年・同14年の法人税法改正によって、少なくとも法人課税理論では、商法会計や証取法会計が問題としている引当金計上の際の費用または損失の発生確率の捕捉困難や当該金額の不確実性という問題から完全に解放される傾向にある¹⁵⁾。利益留保性の高い引当金についてはこれらを準備金とすることで、法人課税理論における負債概念がより明確化されたと評価できる。

15) 引当金計上における問題点の一つとして、FASB[1985, para.35.]に記されている「発生可能性」の問題がある。本稿注釈*7において徳賀教授の見解を示しているが、これと同様な観点で川村助教授[2003, pp.51-52.]も公正価値を用いて問題解決を図る試論を次のように評している。それによると「もともと公正価値による測定では、将来に関する特定のシナリオが生起する確率とそのシナリオのもとにおけるキャッシュ・フローを加重平均する考え方が基礎にあり、『蓋然性(=発生可能性-櫻田)が高い』という要件を適用してオール・オア・ナッシングで負債を認識する従来の考え方と負債の公正価値測定は相容れない」と指摘する。私見ではあるが、引当金の測定問題に公正価値を用いることで発生可能性問題を排除可能とする方法を「相容れない」と考えるのではなく、相容れなくても問題解決に有効であることをむしろ評価すべきと観ずるが、これを法人課税理論が受容するかはまた別の問題である。なお国際会計基準において「発生の可能性」に言及した箇所では、「義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く」とある(IASB[1998, para.14(b)]).

そこで前章2.においてとりあげたポイント引当金の計上について、わが国の法人課税理論ではいかなる解釈がなされるのか考えてみる。そもそもポイントによる商品代金の値引は、「一定のポイントに達して初めて金券や商品引換券等が交付されることを約するものであるから、その顧客が目標ポイントに達するかどうかは不明であり、それ自体では顧客に対し何らかの給付義務が確定したことにはならない」ということになる。このためポイント発生における課税上の具体的処理を必要としないのである(佐藤[2001, p.168.])。つまり法人課税理論では、債務確定主義によってポイント引当金計上の要件は満たされていないというのが現在時点での解釈となる。

3-2. 自己資本不足対策としての引当金制度の拡充

引当金会計分野における従来研究成果によれば、高度経済成長過程にあったかつてのわが国法人が自己資本比率悪化に直面し、これを懸念したあまり、社内留保に傾注する動きが引当金計上の増加に繋がったとの指摘がなされており、概ね異論はないところである。これは換言すると、「企業体質の強化が国家の重要な政策でもあった当時、経営者が自らの裁量による引当金の自由な設定を望んだ」(松本[1997, p.4])といえることから、引当金計上は、自己資本充実という経営者サイドによる会計方法の私的選択が表出する場面である。

逆に政府サイドによる引当金に関する会計政策、つまり会計規制機関による会計基準の社会的選択を観察するためには、商法や税法における引当金・準備金規定の設置・改廃に注目する必要がある。例えば「法人税法上引当金制度が認められたのは、高度成長期は投資機会も多く、資金不足で間接金融の全盛期であったため、自己資本不足対策として引当金制度の拡充等により内部留保を手厚く実施してきた」(山下[2002, p.283.])とも考えられる。このため、引当金・準備金計上の会計政策として、税制がいかなる業種の保護に注力してきたのか、実証結果を示すことは意義深いと考える。

したがって自己資本比率悪化の過程において総資本に占める引当金額等の

割合(以下、本稿では単に「引当金総資本比率」と略称する。)が上昇する、またはその逆の現象としての自己資本比率向上の過程において引当金総資本比率が下降するという逆相関関係は容易に推測される。しかも、貸借対照表の数値を用いれば、算術的にこの2比率の逆相関は「自明」といえるかも知れない。なぜなら総資本中の自己資本が減少すれば、総資本に占める負債の割合が相対的に増加することから、引当金総資本比率が増加することも起こり得るからである。さらに同時に引当金が自己資本充実の一翼を担ったという議論自体も、特に目新しいものではなく、ややもするとトートロジーとの批判を免れない。また本章において2比率が逆相関関係にあることに言及するが、自己資本比率悪化のすべてを補うほどの引当金計上がなされたわけではないことも付言しておかねばならない。

3-3. 本研究において扱うデータとその扱いに関する若干の解説

従来、高度成長期の資金不足に直面したわが国法人が自己資本不足に備えるために引当金を拡充し、内部留保に傾注したと一般的に説明されている。この様な見解は概ね異論がないところであるが、いかなる業種が内部留保に傾注したのか、業種単位で実証を行い、その結果を示した論者は管見の限りではみあたらない。そこで次章では手始めに近時、ポイント引当金導入が注目される小売卸売業について引当金計上の趨勢を観察し、自己資本比率と引当金総資本比率の相関を観る。このため本節では、本稿で用いられるデータの概要とその構造について言及する。

本稿において用いられるデータは旧大蔵省ならびに財務省が発行する『財政金融統計月報』による。同月報は昭和28年に創刊され今日に至るまで毎年法人企業統計を集計し続けてきている。この月報の法人企業統計によれば昭和34年度下期までは引当金計上は認められず、引当金計上が確認されるのは昭和35年度上期からである。同月報の数値を本研究において解析する上で、次に掲げる3つの検討すべき問題が存在したが、次のように調整することとした。

1つ目に暦年調査から年度調査への移行が及ぼす影響について検討せねばならない。昭和35年上期を集計した『財政金融統計月報』No.114によれば、調査の時期が1月1日から6月30日までの間となっており、この期間に最終決算期が到来した法人を調査対象としたいいわゆる暦年調査を行っている。これに対して昭和35年下期の法人企業統計を集計した同月報No.120以降は、昭和35年10月1日から翌3月31日までの間に最終決算期が到来した法人を対象とする年度調査に変更されている。そこで本稿においては比較可能性を確保するために、年度調査に切り替えられて以降の昭和36年度から平成14年度までの企業数値について分析対象とした。

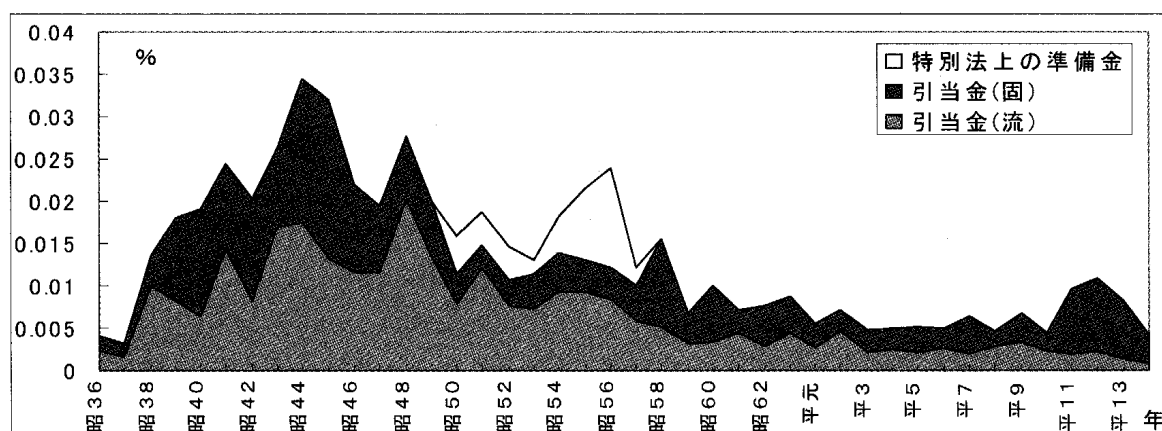
2つ目の問題点として挙げられるのは、半年決算法人の数値をいかにして加味するか、という点である。昭和30年代のデータをみると、決して少なくない半年決算法人の存在が認められるが、このため『財政金融統計月報』における調査は上期と下期に分けざるを得なかった。現在の同月報で収集されるデータが1年決算法人のみであることを考えると、半期決算法人の数値をいかにして本研究の分析対象に取り込むべきかの問題が生ずる。同月報がデータを収集し始めた当時、大企業の多くが半年決算を採用しており、他方、中小企業の多くは1年決算法人であったと推測される¹⁶⁾。そこで本研究でとりあげる数値を年ベースに統一する必要があることから、①下期に決算を迎えた6ヶ月決算法人の会計数値 ②上期に決算を迎えた1年決算法人の会計数値 ③下期に決算を迎えた1年決算法人の会計数値 の各要素を加えた会計数値(①+②+③)を、その年の標本法人の年ベースの数値として換算し直し

16) このように推測される根拠として、例えば昭和39年上期の『財政金融統計月報』のデータを参照すると、6ヶ月決算法人のデータでは全産業の標本法人数が2,473社であり、これに対する資産合計が30,397,344百万円である。この場合1法人あたりの資産額合計平均は12,291.69百万円を示す。他方1年決算法人のデータをみると、全産業の標本法人数が3,509社あり、これに対する資産合計が7,662,683百万円であり、この場合の1法人あたりの資産額合計の平均は2,183.72百万円となる。この他にも昭和38年上期において、電気業とガス業に属する1年決算法人は存在しない。巨額の設備投資を要する電気業とガス業の法人が1年決算法人に見あらず、6ヶ月決算を採用していると考え、大法人が6ヶ月決算を採用していると推察するのが穏当である。

た。

3つ目に、時代背景と共に引当金の呼称が変化する問題にも直面した。本研究では単に引当金とした呼称も、『財政金融統計月報』では昭和36年度から同49年度まで「諸引当金」として表記されており、また昭和50年度から同57年度まで「負債性引当金」と「特定引当金」として、さらに昭和58年度から現在に至るまでは「引当金」と「特別法上の準備金」と表記されている。引当金についてはこれらの5種類の呼び名があるが、特に断りがない限り、これらをまとめて単に「引当金」としている。また引当金が流動負債か固定負債かによって区分されているが、その推移を示したものとして小売卸売業の例を掲げる[(図1)参照。]。なお縦軸は総資本に占める引当金の割合を示している。

(図1) 小売卸売業における引当金計上の推移

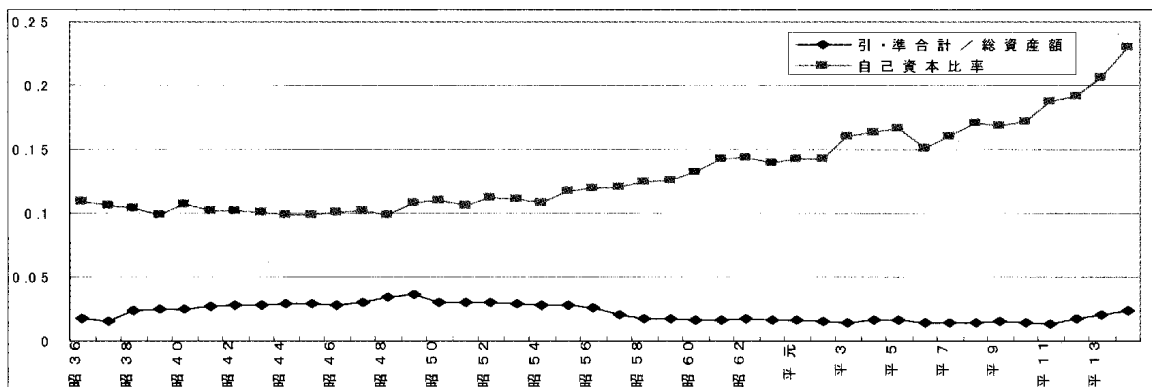


4. 小売卸売業の2比率相関

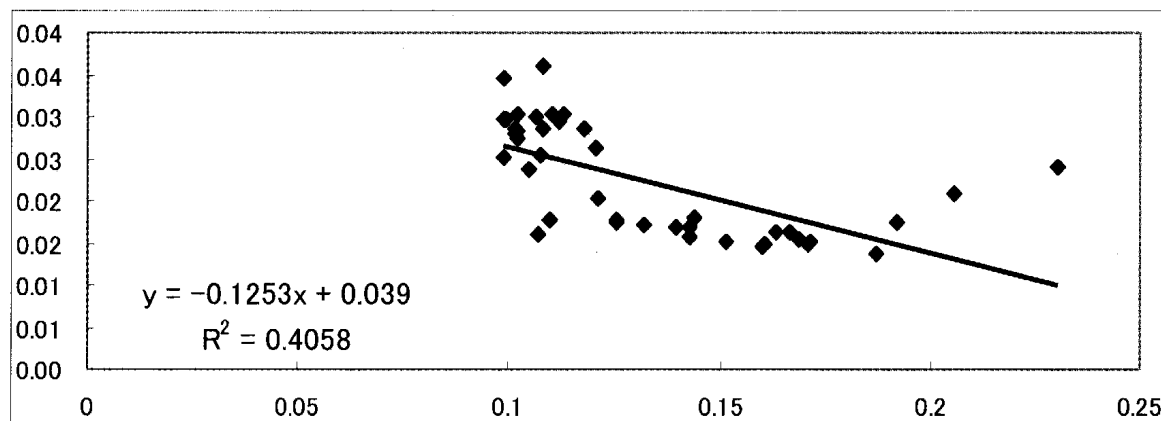
本章では、わが国小売卸売業に認められる42年間の自己資本比率と引当金総資本比率について、その相関を観察することで引当金の政策的意図や引当金と資本の同一性を検討する。ここで言う2比率とは、『財政金融統計月報』によって得られた42年分の小売卸売業の自己資本額と引当金総額をそれぞれ総資産で除した数値である。前者を自己資本比率、後者を引当金総資本比率とし、42年分の2比率の組み合わせを作成し、座標平面に散布させた。そこ

で座標平面にプロットされた2変量の分布にいかなる傾向があるのかを明らかにするため、当該2変量を線形回帰させる統計解析手法(単回帰分析)を採用した[(図3)参照]。この時、自己資本比率は説明変数であり、他方引当金総資本比率は被説明変数となる。

(図2) 小売卸売業における2比率の推移



(図3) 小売卸売業における2比率の相関



(図3)によれば2比率間に比較的有意な逆相関が成立していると言える。つまり小売卸売業においては自己資本比率が悪化すれば引当金総資本比率が上昇し、前者が向上すれば後者は下降するという一般的傾向が認められた。しかし、これは従来主張されている2比率間の逆相関は「自明」であるという見解を単に支持するに過ぎない。

5. 今後の研究課題

商法の引当金概念に比し一層狭義の引当金概念を採用するわが国法人課税理論においては、平成10年・14年の法人税法改正で、更なる引当金項目の縮減を進めた。この影響が今後、商法の負債性引当金の概念構成に影響を与えてくる可能性がある。つまり、旧商287ノ2が昭和56年に改正されて利益留保性引当金が排除されたことになっているが、今後一層厳格な規準を以て引当金計上を制限してゆくという方向性が、税法改正をきっかけに展開されるかも知れない。この様に自己資本が引当金を吸収する形で資本に同一化してゆく過程の検証に固執するのは、「引当金は、将来のキャッシュ・アウトフローに備えた資金の留保(不特定資産の拘束)という点で任意積立金のような利益処分としての留保利益と同じである」(徳賀[2003,p.11])との見解に強い共感を覚えるためである¹⁷⁾。

只、前章4.において明らかにしたように小売卸売業における自己資本比率と引当金総資産比率が逆相関を示すというだけでは、当該2比率が盲目的に逆相関するとの従来の見解に拘泥されたままとなる。ややもすると本稿の研究成果について、当たり前のことを証明したに過ぎない可能性がある。そこで今後に残された課題としては、そのような2比率の逆相関が「自明」ではないことを示すために、小売卸売業のみの2比率相関をみるのではなく、

17) 資金の留保という観点から引当金と任意積立金の同質性を強調することには、利益操作排除の観点から次のようなメリットもある。つまり「留保利益の区分という形で計上された積立金は、それが取崩されても資本(純資産)の金額に変化をもたらさないが、負債として計上された引当金が取崩される際には資本の増加(直接的には収益の増加)をもたらす」ために、「引当金は会計利益の平準化や将来の即時的な利益の嵩上げの操作に利用」されてきた(徳賀[2003,p.12])。このため私見であるが、現在の施行規則43で規定される引当金として、その債務性に疑義が差し挟まれる引当金について、これらを全て積立金計上するならば、引当經理の妥当性判断の問題から解放されるのみならず、利益操作の余地を狭めることにも貢献する。他方で、収益費用中心観に依拠したままで将来発生費用の適切な期間配分といった難問に取り組み、引当金計上の妥当性を主張する方途もある。徳賀教授も、「資産負債中心観における引当金の認識基準は、もっぱら引当金を発生させる『義務』に焦点を絞って論じられればよい」と資産負債中心観による引当金概念構成の容易さを指摘している(徳賀[2003, p.20])。

他業種(多業種)においても2比率相関を観察する必要がある。例えば農林水産・不動産・サービス・電気・ガス水道・建設・運輸通信・鉱業といった非製造業8業種において、いかなる2比率相関が観察されるのか明らかにする必要がある。そしてそれらの結果を比較して、いかなる業種がいかなる業種に比し、有意な逆相関を示しているのが検証すべきであろう。

また次のような問題も残る。2比率相関が成立するか否かを探求する以前に、42年間の引当金総資本比率が、時の経過と共に有意に変化しているのか否かについて、疑義を差し挟む論者もいるであろう。引当金総資本比率の42年間の趨勢については(図2)に示されるように、自己資本比率との相関或いは逆相関を云々するほどの数値の変化が認められないと指摘する論者が現れるかも知れない。つまり引当金総資本比率の変化が僅少であるために、概ね一定程度の引当金総資本比率を42年間維持してきたとの見解が妥当性を有するようにも思える。この点について、時の経過と共に引当金総資本比率に有意な変化が認められたことを証明する必要がある。

さらに3つ目の問題として、小売卸売業における2比率の逆相関関係が有意であるか否か、決定係数($R^2 = 0.4058$)によって判断したが、小売卸売業の2比率の逆相関について、この数値が他の業種に比し、優越した値であるのか未知である。したがって小売卸売業以外の非製造業8業種について同様の分析を行い、決定係数を比較する必要がある。

これら本稿において解決できなかった3つの問題点については、紙幅の都合もあるので別稿において開陳する。

[後記] 本稿の起草にあたって、日本簿記学会・簿記理論研究部会「偶発事象の簿記処理」において部会長を務められている佐賀大学経済学部・山下寿文教授はじめ、メンバーの同大学同学部・木戸田力教授から豊富なお示唆を頂戴しました。また財務省財務総合政策研究所調査統計部・若松寛氏には、『財政金融統計月報』のデータ編集上生じる諸問題について有益なお示唆を頂戴しました。さらに平成16年5月22日に西南学院大学において開催された第78回九州会計研究会における定例研究会では、久留

米大学商学部・石内孔治教授から研究上の問題点を多数ご指摘頂きました。これらのこと全てに対し深甚の謝意を表します。なお本稿における潜在的な誤りの全ては筆者櫻田に帰すものである。

引用文献等

- FASB[1985] : Financial Accounting Standard Board, Concepts Statement No.6, Elements of Financial Statements, December 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 増補版』中央経済社 平成16年)
- IASC[1989] : International Accounting Standard Committee, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, .
- IASC[1998] : International Accounting Standard Committee, Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets, September 1998.
- 春日[2004] : 春日克則稿「法人税法上の引当金の簿記処理」『簿記理論研究部会 偶発事象の簿記処理[最終報告]』 pp.57-63. 日本簿記学会第20回全国大会
- 川村[2003] : 川村義則稿「負債の定義と認識要件」『会計』第163巻第1号 pp.40-55.
- 小泉[2002] : 小泉 明稿「負債・資本の会計 第1引当金」新井益太郎監修・成道秀雄編著『第2版 税務会計論』中央経済社 pp.185-203.
- 松本[1997] : 松本敏史稿「特定引当金問題再考」『東北学院大学経理研究所紀要』第7号 pp.27-42.
- 内藤[2004] : 内藤文雄稿 神戸大学IASプロジェクト・朝日監査法人IASプロジェクト編著「引当金・偶発債務・偶発資産および後発事象の会計」『国際会計基準と日本の会計実務』第13章 同文館 pp.240-259.
- 小野[1996] : 小野武美著 『企業会計の政治経済学』 白桃書房
- 櫻田[2003] : 櫻田 讓稿「わが国商法における資本維持概念と引当金会計」『山口経済学雑誌』第52巻第1号 pp.21-43. 平成15年11月
- 櫻田[2004] : 櫻田 讓稿「商法上の引当金の簿記処理」『簿記理論研究部会 偶発事象の簿記処理[最終報告]』 pp.52-56. 日本簿記学会第20回全国大会

佐藤[2001]：「値引き・返金・ポイント制等顧客サービスの税務と有利判断」『税理』

Vol.44 No.5 pp.163-169.

寫村・山上[2003]：寫村剛雄・山上一夫共著『新勘定科目全書』中央経済社

徳賀[2003]：徳賀芳弘稿「引当金の認識と評価に関する一考察」*IMES Discussion Paper*

Series No.2003-J-17,日本銀行金融研究所

山下[2002]：山下寿文著『偶発事象会計論』白桃書房

弥永[2003]：弥永真生稿 武田隆二編著『中小会社の会計』第Ⅱ部第2章9節 中央経済

社pp.129-133.